

【表紙】
【提出書類】 四半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成22年5月14日
【四半期会計期間】 第12期第1四半期（自平成22年1月1日至平成22年3月31日）
【会社名】 株式会社フラクタリスト
【英訳名】 Fractalist inc.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小川 淳
【本店の所在の場所】 東京都港区南青山一丁目26番1号
【電話番号】 03（6821）0000（代表）
【事務連絡者氏名】 取締役 出岡 英俊
【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山一丁目26番1号
【電話番号】 03（6821）0000（代表）
【事務連絡者氏名】 取締役 出岡 英俊
【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第11期 第1四半期 累計(会計)期間	第12期 第1四半期 累計(会計)期間	第11期
会計期間	自 平成21年 1月 1日 至 平成21年 3月31日	自 平成22年 1月 1日 至 平成22年 3月31日	自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日
売上高 (千円)	780,855	791,198	3,151,491
経常利益 (千円)	11,185	123	40,007
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失() (千円)	2,488	2,605	18,996
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	695,625	695,625	695,625
発行済株式総数 (株)	20,626	20,626	20,626
純資産額 (千円)	733,420	736,859	738,833
総資産額 (千円)	1,366,820	1,501,142	1,316,247
1株当たり純資産額 (円)	35,746.98	36,218.20	36,315.23
1株当たり四半期 (当期)純利益又は 四半期純損失() (円)	120.67	128.09	929.32
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	120.00		923.76
1株当たり配当額 (円)			
自己資本比率 (%)	53.7	49.1	56.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	51,165	30,141	17,038
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	20,843	7,052	109,125
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	39,640	170,185	96,593
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	632,399	654,281	521,290
従業員数 (名)	72	65	66

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 当社は関連会社がないため、持分法を適用した場合の投資利益については記載しておりません。

4 第12期の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。
また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数(名)	65 (7)
---------	--------

(注) 1 従業員数は就業人員数であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(パートタイマー、アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員数)の当第1四半期会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期会計期間における生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別の名称	生産高(千円)	前年同四半期比 (%)
モバイルマーケティング事業	592,516	+17.2
その他の事業	68,143	41.3
合計	660,659	+6.3

(注) 1 金額は、製造原価によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第1四半期会計期間における受注実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別の名称	受注高(千円)	前年同四半期比 (%)	受注残高(千円)	前年同四半期比 (%)
モバイルマーケティング事業	704,960	+24.0	10,294	29.5
その他の事業	72,864	60.0	7,014	+38.2
合計	777,825	+3.6	17,308	12.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別の名称	販売高(千万円)	前年同四半期比 (%)
モバイルマーケティング事業	709,653	+20.8
その他の事業	81,544	57.8
合計	791,198	+1.3

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第1四半期会計期間		当第1四半期会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
エヌ・ティ・ティ・ソルマーレ株式会社	186,591	23.9	277,500	35.1
株式会社インフォコム	3,100	0.4	87,152	11.0

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

平成22年3月26日開催の取締役会において、当社のモバイルサイトの開発・運用を行うモバイルソリューション事業を株式会社ロジックロジックに譲渡することを決議いたしました。詳細は、『第5 経理の状況 1.四半期財務諸表 注記事項（重要な後発事象）』に記載のとおりであります。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1)経営成績の分析

当第1四半期会計期間（平成22年1月1日～平成22年3月31日）におけるわが国経済は、公共投資の減少、消費者物価の下落など、依然として厳しい状況は続いているものの、個人消費の持ち直し、新興国経済の高成長などを背景とした輸出や生産の増加、設備投資の下げ止まりなど、景況感は緩やかに改善しております。

当社が事業を展開するモバイルインターネット市場につきましては、平成22年3月末現在における国内の携帯電話利用者数は11,218万人（前年末比156万人増）、第3世代携帯電話の加入者数は10,905万人（前年末比288万人増）、携帯電話によるインターネット接続サービスの契約者数は9,323万人（前年末比94万人増）となり、高速通信によるインターネット利用が可能な携帯電話は引き続き緩やかに普及を続けております。

こうしたことを背景に、モバイルコンテンツ・コマース市場は引き続き拡大すると見込まれております。広告市場全体では昨今の景況から4マス媒体と呼ばれるテレビ、ラジオ、新聞、雑誌への広告を中心に広告出稿を控える企業が見られ、総広告費は減少傾向にありますが、当社が主力事業を展開するモバイル広告市場においては、販売単価の下落もみられるものの、平成21年は前年比112.9%の1,031億円の市場規模に成長するなど、厳しい景況下においても引き続き拡大傾向にあります。

このような事業環境の中で、当社ではモバイル広告分野やモバイル検索エンジン分野を中心としたモバイルマーケティングサービスの提供、モバイルコマースやモバイルメディア領域を中心としたモバイルソリューションサービスの提供、広告主・メディア運営者双方にとってメリットの高い高付加価値の広告配信サービス（アドネットワーク）の提供、消費者参加型メディアや情報提供型メディアなどモバイルユーザーの生活を豊かにするモバイルメディアの運営といった、成長性の高い事業の更なる発展と、将来を見据えた新規サービスの構築に注力してまいりました。

その結果、当第1四半期会計期間は公式サイトや情報系サイトからの広告出稿が堅調に推移したことから、売上高は791百万円（前年同期比1.3%増）となりました。しかしながら、景況の悪化による販売単価の下落及び収益拡大の為の先行投資コストが高み、営業利益は1百万円（前年同期比88.0%減）、経常利益は0.1百万円（前年同期比98.9%減）となりました。四半期純損失は、繰延税金資産の減少に伴い税金費用が発生した結果、2百万円となっております。

（モバイルマーケティング事業）

モバイルマーケティング事業を取り巻く環境としましては、検索と連動したモバイルリスティング広告や費用対効果の高いアフィリエイト広告など、広告市場は引き続き高い成長を維持しておりますが、昨今の景況から一部で販売単価の下落が見られております。

こうした環境下において、当社ではモバイルメディアを専門として取り扱うことにより培った深い知見と高い提案力に、幅広い広告ラインナップとモバイルSEO（Search Engine Optimization）の技術力を併せ、顧客ニーズに合わせた最適なサービス提案を行ってまいりました。その結果公式サイトやコンテンツ提

供サイト、情報サイトなどからの広告出稿が堅調であったため、売上高は709百万円（前年同期比20.8%増）、営業利益は71百万円（前年同期比160.2%増）となりました。

（その他の事業）

その他の事業としましては、モバイルユーザー及びモバイルサイトに対する深い知見、高い技術力をもとに、モバイルコマース領域・モバイルメディア領域における開発案件の受注や、企業の広告掲載による広告収入を主な収入源とする消費者参加型メディアの企画・開発・運営を行っております。

また、広告主とメディア運営企業双方の利便性向上を目的としたアドネットワークの提供や、ニッチな需要を取り込む公式サイトの開発など、将来的な収益構造の転換を念頭に置き、新たなサービスの創出も積極的に進めてまいりました。

その結果、売上高は81百万円（前年同期比57.8%減）、営業損失は17百万円となりました。

（注）

アフィリエイトサービス「BYPASS」はこれまで「その他の事業」に含めておりましたが、事業の種類・性質の類似性を鑑みた結果、当事業年度より「モバイルマーケティング事業」に変更することにいたしました。

（2）キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べて132百万円増加して、残高654百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は30百万円（前年同四半期は51百万円の使用）となりました。

主な収入要因は仕入債務の増加として21百万円、減価償却費として9百万円、のれん償却費用として6百万円計上したことによるものであり、主な支出要因は売上債権の増加62百万円、ポイント引当金の減少4百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は7百万円（前年同四半期は20百万円の使用）となりました。

主な支出要因はソフトウェア開発に伴う無形固定資産の取得による支出6百万円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は170百万円（前年同四半期は39百万円の使用）となりました。主な収入要因は短期借入金による収入100百万円、長期借入金による収入100百万円であり、主な支出要因は長期借入金の返済による支出29百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	35,000
計	35,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年5月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	20,626	20,626	名古屋証券取引所 (セントレックス市場)	(注)
計	20,626	20,626		

(注) 1 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

2 提出日現在の発行数には、平成22年5月1日から本四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

(平成16年6月16日臨時株主総会特別決議 平成16年6月16日取締役会決議に基づく発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	30 (注) 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	150 (注) 1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000 (注) 1、4
新株予約権の行使期間	平成18年6月17日から 平成26年6月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 平成16年11月13日開催の取締役会決議に基づき、平成16年12月1日をもって1株を5株に分割する株式分割を行っており、その影響を調整しております。
- 2 本新株予約権は平成16年6月16日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を217個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を217株として発行の決議を受け、これに基づき平成16年6月16日開催の取締役会において、新株予約権の数192個、新株予約権の目的となる株式の数192株の発行を決議いたしました。
- 3 新株予約権の目的となる株式の数の調整について
当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 4 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額の調整について
新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合又は時価を下回る価額による新株の発行若しくは自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 5 新株予約権の行使の条件
権利行使について、当社又は当社の子会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを条件とする。
新株予約権者が、本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人が本新株予約権を相続すること及び新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。
その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。
- 6 新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(平成16年6月16日臨時株主総会特別決議 平成17年6月14日取締役会決議に基づく発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	1 (注) 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5 (注) 1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000 (注) 1、4
新株予約権の行使期間	平成18年6月17日から 平成26年6月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 平成16年11月13日開催の取締役会決議に基づき、平成16年12月1日をもって1株を5株に分割する株式分割を行っており、その影響を調整しております。

2 本新株予約権は平成16年6月16日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を217個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を217株として発行の決議を受け、これに基づき平成16年6月16日開催の取締役会において、新株予約権の数192個、新株予約権の目的となる株式の数192株の発行を決議し、平成17年6月14日開催の取締役会において、新株予約権の数25個、(注)1の株式分割の影響を調整した新株予約権の目的となる株式の数125株の発行を決議いたしました。この発行により、授権された217個すべてを発行することとなりました。

3 新株予約権の目的となる株式の数の調整について
当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

4 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額の調整について

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合又は時価を下回る価額による新株の発行若しくは自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

5 新株予約権の行使の条件

権利行使について、当社又は当社の子会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを条件とする。

新株予約権者が、本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人が本新株予約権を相続すること及び新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

6 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(平成17年6月30日臨時株主総会特別決議 平成17年6月30日取締役会決議に基づく発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	7 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7 (注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	155,000 (注) 1、4
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成27年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 155,000 資本組入額 77,500
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 本新株予約権は平成17年6月30日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を415個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を415株として発行の決議を受け、これに基づき平成17年6月30日開催の取締役会において、新株予約権の数336個、新株予約権の目的となる株式の数336株の発行を決議いたしました。
- 2 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に継承させ、本新株予約権の目的となる株式の種類は完全親会社の同種の株式の種類とする。
- 3 新株予約権の目的となる株式の数の調整について
当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてののみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、目的となる株式の数は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整後の1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- 4 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額の調整について
新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合又は時価を下回る価額による新株の発行若しくは自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
株式の分割又は併合を行う場合
$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合
$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、権利行使に際して払込をすべき金額は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。
- 5 新株予約権の行使の条件
権利行使について、当社又は当社の子会社の役職員の地位にあることを条件とする。
新株予約権者が、本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人が本新株予約権を相続すること及び新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。
その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。
- 6 新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(平成17年6月30日臨時株主総会特別決議 平成17年11月28日取締役会決議に基づく発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	10 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10 (注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	155,000 (注) 1、4
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成27年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 155,000 資本組入額 77,500
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 本新株予約権は平成17年6月30日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を415個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を415株として発行の決議を受け、これに基づき平成17年6月30日開催の取締役会において、新株予約権の数336個、新株予約権の目的となる株式の数336株の発行を決議し、平成17年11月28日開催の取締役会において、新株予約権の数79個、新株予約権の目的となる株式の数79株の発行を決議いたしました。この発行により、授権されていた415個すべてを発行することになりました。

2 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に継承させ、本新株予約権の目的となる株式の種類は完全親会社の同種の株式の種類とする。

3 新株予約権の目的となる株式の数の調整について
当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、目的となる株式の数は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整後の1株未満の端数は切り捨てるものとする。

4 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額の調整について
新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合又は時価を下回る価額による新株の発行若しくは自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、権利行使に際して払込をすべき金額は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

5 新株予約権の行使の条件

権利行使について、当社又は当社の子会社の役職員の地位にあることを条件とする。

新株予約権者が、本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人が本新株予約権を相続すること及び新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

6 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡、買入その他一切の処分は認めない。

(平成17年12月29日臨時株主総会特別決議 平成18年5月29日取締役会決議に基づく発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	6 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6 (注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	155,000 (注) 1、4
新株予約権の行使期間	平成19年12月30日から 平成27年12月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 155,000 資本組入額 77,500
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 本新株予約権は平成17年12月29日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を300個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を300株として発行の決議を受け、これに基づき平成18年5月29日開催の取締役会において、新株予約権の数109個、新株予約権の目的となる株式の数109株の発行を決議いたしました。この発行により、授権されていた300個すべてを発行することになりました。

2 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に継承させ、本新株予約権の目的となる株式の種類は完全親会社の同種の株式の種類とする。

3 新株予約権の目的となる株式の数の調整について
当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてののみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、目的となる株式の数は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整後の1株未満の端数は切り捨てるものとする。

4 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額の調整について
新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合又は時価を下回る価額による新株の発行若しくは自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、権利行使に際して払込をすべき金額は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

5 新株予約権の行使の条件

権利行使について、当社又は当社の子会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを条件とする。
新株予約権者が、本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人が本新株予約権を相続すること及び新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。
その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

6 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(平成18年3月13日臨時株主総会特別決議 平成18年3月16日取締役会決議に基づく発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	10 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10 (注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	155,000 (注) 1、4
新株予約権の行使期間	平成20年3月14日から 平成28年3月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 155,000 資本組入額 77,500
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 本新株予約権は平成18年3月13日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を20個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を20株として発行の決議を受け、これに基づき平成18年3月16日開催の取締役会において、新株予約権の数10個、新株予約権の目的となる株式の数10株の発行を決議いたしました。

2 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に継承させ、本新株予約権の目的となる株式の種類は完全親会社の同種の株式の種類とする。

3 新株予約権の目的となる株式の数の調整について
当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、目的となる株式の数は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整後の1株未満の端数は切り捨てるものとする。

4 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額の調整について
新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合又は時価を下回る価額による新株の発行若しくは自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、権利行使に際して払込をすべき金額は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

5 新株予約権の行使の条件

権利行使について、当社又は当社の子会社の役職員の地位にあることを条件とする。

新株予約権者が、本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人が本新株予約権を相続すること及び新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

6 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(平成18年3月13日臨時株主総会特別決議 平成18年5月29日取締役会決議に基づく発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	3 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3 (注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	155,000 (注) 1、4
新株予約権の行使期間	平成20年3月14日から 平成28年3月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 155,000 資本組入額 77,500
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 本新株予約権は平成18年3月13日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を20個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を20株として発行の決議を受け、これに基づき平成18年5月29日開催の取締役会において、新株予約権の数10個、新株予約権の目的となる株式の数10株の発行を決議いたしました。この発行により、授権されていた20個すべてを発行することになりました。

2 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に継承させ、本新株予約権の目的となる株式の種類は完全親会社の同種の株式の種類とする。

3 新株予約権の目的となる株式の数の調整について
当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、目的となる株式の数は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整後の1株未満の端数は切り捨てるものとする。

4 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額の調整について

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合又は時価を下回る価額による新株の発行若しくは自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、権利行使に際して払込をすべき金額は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

5 新株予約権の行使の条件

権利行使について、当社又は当社の子会社の役職員の地位にあることを条件とする。

新株予約権者が、本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人が本新株予約権を相続すること及び新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

6 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年1月1日～ 平成22年3月31日		20,626		695,625		

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成21年12月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成21年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 281		
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,345	20,345	
単元未満株式			
発行済株式総数	20,626		
総株主の議決権		20,345	

【自己株式等】

平成21年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社フラクタリスト	東京都港区南青山1-26-1 寿光ビル3階	281		281	1.36
計		281		281	1.36

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 1月	2月	3月
最高(円)	50,300	43,000	42,000
最低(円)	43,000	40,300	36,000

(注) 最高・最低株価は、株式会社名古屋証券取引所セントレックス市場における株価を記載しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期累計期間(平成21年1月1日から平成21年3月31日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び当第1四半期累計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期累計期間(平成21年1月1日から平成21年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、また、当第1四半期会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び当第1四半期累計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、太陽ASG有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成22年3月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	654,281	521,290
売掛金	562,244	500,741
仕掛品	1,217	1,283
貯蔵品	80	54
前払費用	11,037	9,029
繰延税金資産	8,015	10,149
その他	1,123	1,821
貸倒引当金	8,871	7,678
流動資産合計	1,229,128	1,036,691
固定資産		
有形固定資産		
建物		
減価償却累計額	2,360	1,834
建物(純額)	7,004	7,530
工具、器具及び備品		
減価償却累計額	5,722	4,839
工具、器具及び備品(純額)	5,854	6,337
リース資産		
減価償却累計額	997	697
リース資産(純額)	3,788	4,087
有形固定資産合計	16,648	17,955
無形固定資産		
のれん	65,402	71,534
商標権	312	321
ソフトウェア	99,601	92,996
ソフトウェア仮勘定	3,627	10,926
無形固定資産合計	168,944	175,778
投資その他の資産		
投資有価証券	34,442	33,810
破産更生債権等	15,234	14,526
長期前払費用	3,623	3,623
繰延税金資産	9,615	9,649
敷金及び保証金	34,740	34,740
会員権	4,000	4,000
貸倒引当金	15,234	14,526
投資その他の資産合計	86,421	85,822
固定資産合計	272,013	279,556
資産合計	1,501,142	1,316,247

	当第1四半期会計期間末 (平成22年3月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	261,393	239,938
短期借入金	100,000	-
1年内返済予定の長期借入金	151,336	115,500
未払金	19,588	15,315
未払消費税等	8,779	8,622
未払法人税等	1,431	4,787
前受金	3,972	3,163
預り金	2,740	3,880
ポイント引当金	17,398	22,206
リース債務	1,256	1,256
その他	-	708
流動負債合計	567,897	415,378
固定負債		
長期借入金	193,664	159,000
リース債務	2,721	3,035
固定負債合計	196,385	162,035
負債合計	764,283	577,414
純資産の部		
株主資本		
資本金	695,625	695,625
資本剰余金	251,550	251,550
利益剰余金	195,612	193,006
自己株式	13,760	13,760
株主資本合計	737,801	740,407
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	942	1,574
評価・換算差額等合計	942	1,574
純資産合計	736,859	738,833
負債純資産合計	1,501,142	1,316,247

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
売上高	780,855	791,198
売上原価	621,668	660,659
売上総利益	159,187	130,538
販売費及び一般管理費	₁ 146,714	₁ 129,046
営業利益	12,472	1,492
営業外収益		
受取利息	568	109
違約金収入	600	-
その他	120	169
営業外収益合計	1,289	278
営業外費用		
支払利息	1,457	1,046
支払手数料	1,118	-
雑損失	-	601
営業外費用合計	2,576	1,647
経常利益	11,185	123
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	10
特別利益合計	-	10
税引前四半期純利益	11,185	133
法人税、住民税及び事業税	572	572
法人税等調整額	8,123	2,167
法人税等合計	8,696	2,739
四半期純利益	2,488	2,605

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	11,185	133
減価償却費	5,199	9,052
のれん償却額	6,281	6,131
商標権償却額	9	9
賞与引当金の増減額(は減少)	21,926	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,882	1,901
ポイント引当金の増減額(は減少)	4,340	4,808
受取利息及び受取配当金	568	109
支払利息	1,457	1,046
売上債権の増減額(は増加)	463	62,211
たな卸資産の増減額(は増加)	2,558	40
仕入債務の増減額(は減少)	32,081	21,455
未払金の増減額(は減少)	12,445	4,273
その他	11,392	5,351
小計	45,035	28,435
利息及び配当金の受取額	568	109
利息の支払額	1,369	1,243
法人税等の支払額	5,328	572
営業活動によるキャッシュ・フロー	51,165	30,141
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	181	400
無形固定資産の取得による支出	16,662	6,652
会員権の取得による支出	4,000	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	20,843	7,052
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	-	100,000
長期借入れによる収入	-	100,000
長期借入金の返済による支出	35,400	29,500
自己株式の取得による支出	4,240	-
リース債務の返済による支出	-	314
財務活動によるキャッシュ・フロー	39,640	170,185
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	111,648	132,991
現金及び現金同等物の期首残高	744,048	521,290
現金及び現金同等物の四半期末残高	632,399	654,281

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

会計処理基準に関する事項の変更

受託開発に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用方針」(企業会計基準適用指針第18号平成19年12月27日)を当第1四半期会計期間から適用し、当第1四半期会計期間に着手した契約から、当第1四半期会計期間末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる契約については工事進行基準を適用し、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

当第1四半期会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成22年3月31日)	前事業年度末 (平成21年12月31日)

(四半期損益計算書関係)

第1四半期累計期間

前第1四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)																						
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table><tr><td>役員報酬</td><td>15,774千円</td></tr><tr><td>給料手当</td><td>58,350千円</td></tr><tr><td>支払手数料</td><td>3,938千円</td></tr><tr><td>減価償却費</td><td>757千円</td></tr><tr><td>ポイント引当金繰入額</td><td>10,912千円</td></tr><tr><td>支払報酬</td><td>6,650千円</td></tr><tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>1,882千円</td></tr><tr><td>のれん償却</td><td>6,281千円</td></tr></table>	役員報酬	15,774千円	給料手当	58,350千円	支払手数料	3,938千円	減価償却費	757千円	ポイント引当金繰入額	10,912千円	支払報酬	6,650千円	貸倒引当金繰入額	1,882千円	のれん償却	6,281千円	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table><tr><td>給料手当</td><td>58,164千円</td></tr><tr><td>ポイント引当金繰入額</td><td>2,805千円</td></tr><tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>1,911千円</td></tr></table>	給料手当	58,164千円	ポイント引当金繰入額	2,805千円	貸倒引当金繰入額	1,911千円
役員報酬	15,774千円																						
給料手当	58,350千円																						
支払手数料	3,938千円																						
減価償却費	757千円																						
ポイント引当金繰入額	10,912千円																						
支払報酬	6,650千円																						
貸倒引当金繰入額	1,882千円																						
のれん償却	6,281千円																						
給料手当	58,164千円																						
ポイント引当金繰入額	2,805千円																						
貸倒引当金繰入額	1,911千円																						

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対 照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 <u>632,399千円</u> 現金及び現金同等物 <u>632,399千円</u>	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対 照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 <u>654,281千円</u> 現金及び現金同等物 <u>654,281千円</u>

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年3月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	20,626

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	281

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

当社は配当を行っておりませんので、該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前事業年度末と比較して著しい変動がありません。

(リース取引関係)

当第1四半期会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)
著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年3月31日)
著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)
著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(企業結合等関係)

当第1四半期会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)
該当事項はありません。

(持分法損益等)

当第1四半期会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成22年3月31日)	前事業年度末 (平成21年12月31日)
36,218.20円	36,315.23円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期会計期間末 (平成22年3月31日)	前事業年度末 (平成21年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	736,859	738,833
普通株式に係る純資産額(千円)	736,859	738,833
普通株式の発行株式数(株)	20,626	20,626
普通株式の自己株式数(株)	281	281
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式数(株)	20,345	20,345

2 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

前第1四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり四半期純利益 120.67円	1株当たり四半期純損失 128.09円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 120.00円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第1四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
四半期損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	2,488	2,605
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	2,488	2,605
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	20,624	20,345
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	114	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要		

(重要な後発事象)

当第1四半期会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

モバイルソリューション事業の譲渡について

当社は、平成22年3月26日開催の取締役会において、モバイルサイトの開発・運用を行うモバイルソリューション事業を株式会社ロジックロジックに譲渡することを決議いたしました。

1 事業譲渡の理由

当社は、これまでモバイルインターネット分野に係るサービスを幅広く提供してまいりましたが、事業の選択と集中を進めていく中で、財務構造の改善を図り、リスクの低減と事業再構築を推進することを最優先課題と認識し、このたび事業譲渡によりモバイルソリューション事業から撤退し、当社の主力事業であるモバイルマーケティング事業への注力および、モバイルコンテンツ事業に経営資源を集中することといたしました。

このような判断により、現在本事業に係る人材がエンプロイヤー・バイアウトするために設立した株式会社ロジックロジックに本事業を譲渡するものであります。

2 譲渡する相手会社の概要

- (1) 商号 株式会社ロジックロジック
- (2) 主な事業の内容 モバイルサイトの開発・運用
- (3) 設立年月日 平成22年3月16日
- (4) 本店所在地 東京都渋谷区東三丁目14番22号
- (5) 代表者 代表取締役 黒田 和道
- (6) 資本金 9,500,000円

3 譲渡する事業の内容、経営成績

- (1) 譲渡する事業の内容
 - ・モバイルサイト受託開発及び保守運用サービス、ライセンス提供
- (2) 譲渡する事業の経営成績(平成21年12月期)

売上高 195百万円
営業利益 1百万円

4 譲渡資産の金額

資産 2百万円

5 譲渡の日程

平成22年4月1日 事業譲渡契約締結

平成22年4月1日 事業譲渡期日

6 譲渡価額

5百万円

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 5月12日

株式会社フラクタリスト

取締役会 御中

太陽ASG有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 了

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野辺地 勉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フラクタリストの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第11期事業年度の第1四半期累計期間(平成21年1月1日から平成21年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フラクタリストの平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 5月11日

株式会社フラクタリスト

取締役会 御中

太陽ASG有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 了

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野辺地 勉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾川 克明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フラクタリストの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第12期事業年度の第1四半期会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フラクタリストの平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は平成22年3月26日開催の取締役会においてモバイルソリューション事業の譲渡を決議し、平成22年4月1日付けで事業譲渡している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。